

静岡県告示第637号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定に基づき告示する。

平成29年8月29日

静岡県知事 川勝平太

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類	主たる対象者
特定非営利活動法人エシカファーム	三島市梅名99番地の3	スタジオアルテ	三島市松本288番19	平成29年8月1日	就労継続支援B型	身体障害（肢体不自由・内部障害）、知的障害、精神障害、難病等対象者
特定非営利活動法人風の家	掛川市緑ヶ丘1丁目9番地の5	就労継続支援B型事業所風の家	掛川市緑ヶ丘1丁目9番地の5	平成29年8月1日	就労継続支援B型	身体障害、知的障害、精神障害
株式会社GR	富士市北松野4372番地の1	多機能型事業所GR	富士市松岡1564-4	平成29年8月1日	就労移行支援	特定なし
株式会社富士山ドリームビレッジ	富士市依田橋405-1	駿東ドリームビレッジ	駿東郡清水町堂庭89番地の5	平成29年8月1日	就労移行支援	特定なし
特定非営利活動法人クローバー	湖西市鷺津1061番地の1	ライフ	湖西市鷺津2301-1	平成29年8月1日	就労継続支援B型	知的障害者
株式会社パレス	伊東市湯川295番地	ふくだるま伊東	伊東市松原湯端町3-10	平成29年8月1日	居宅介護、重度訪問介護	特定なし